

GRASS ROOTSに 名を刻め！

— RESPECTから始める冒険 —

その82 (R05.11.17)

～ 指定学校の変更 ～

玉村町教育委員会から「指定学校変更について」の通知が送付されました。学校だより等で周知する依頼がありましたので、お知らせします。

【指定学校変更について】

就学すべき学校については、住所によって玉村町教育委員会が指定します。

ただし、下記の場合は、指定学校の変更を認める場合があります。該当する方は、教育委員会にご相談ください。

1. 住宅の新築や購入により、転居前にその住宅の所在する学校への入学を希望する場合
2. 学期の途中の転居の場合（学期が終了するまで）
3. 最終学年に在籍している児童生徒が指定学校区外へ転居した場合
4. 保護者が共働きで、帰宅後保護することが不可能な場合
5. 身体障害等により指定学校への通学が困難な場合
6. いじめ、不登校により学校生活に著しく支障をきたしている場合
7. 入学予定の指定中学校に、希望する部活動がない場合（競技実績がある者に限る）
8. 教育的配慮から教育委員会が認めた場合